

施設所有（管理）者賠償責任保険、生物賠償責任保険、受託者賠償責任保険

## 足圧術施術者の安心は、 お客様の安心です。

チベット式足圧術協会の「安心」補償制度を、  
**年会費 18,000円（税込）** で、ご利用いただけます。

施術家やセラピストは、近年のお客様サービスレベルに対する複雑な要望やお客様の賠償意識の高まりによるトラブルの増加等、様々な対応に迫られています。施術家やセラピストの皆様が個人で対応できることはかぎりられています。

### 「だから、あんな場合もこんな場合も、頼りになります！補償制度」

#### リラクゼーション業によるトラブル

施術中に誤ってお客様にケガをさせたり、使用したオイルによって肌トラブルを起こしてしまった！

#### 施設内でのお客様のケガ

〈施設治療費用補償特約〉

施設内でお客様が転倒したりベッドやイスから転落してケガをしまった！

※1名30万円限度／1事故300万円限度／免責金額3万円

#### お客様の預かり品のトラブル

〈受託者特別約款〉

お客様から預かったバッグやコートを汚してしまったり、破損してしまった！

※1事故100万円限度／期間中1,000万円限度／免責金額3万円

主な免責事項：現金、貴重品に対する損害

#### 名誉毀損のトラブル

〈人格権侵害補償特約〉

発言や行為によってお客様から名誉毀損やプライバシーの侵害を訴えられてしまった！

※1名50万円限度／期間中1,000万円限度／免責金額3万円

#### 販売した商品によるトラブル

〈生産物特別約款〉

販売した化粧品やオイル、健康食品が原因で肌トラブルや健康を害してしまった！

#### 施設や設備によるトラブル

〈施設所有（管理）者特別約款－漏水補償特約〉

看板や植木鉢が落下したり、漏水など、施設や設備の管理不備で損害を与えてしまった！

補償制度のご加入は、チベット式足圧術協会の会員に限りです。チベット式足圧術協会に関しましては裏面の「チベット式足圧術協会について」ご参照下さい。



——— お申込・お手続きのお問い合わせは、チベット式足圧術協会事務局まで ———

**電話番号：03-3577-8270**

**受付【平日（月曜～金曜）】10:00～18:00**

# チベット式足圧術協会 補償制度のご案内

## 補 償 金 額

| 補助項目 | 1 名     | 1 事故    | 免責金額 |
|------|---------|---------|------|
| 対人賠償 | 5,000万円 | 5,000万円 | 3万円  |
| 対物賠償 | —       | 1,000万円 | 3万円  |

※上記補償金額は手技セラピスト業務（チベット式足圧術を含む）補償特約、施設所有（管理）者特約-漏水補償特約、生産物特約に適用されます。その他の特別約款、特約につきましては表面記載額が補償の限度額となります。

## 加 入 資 格

チベット式足圧術協会の会員に限ります。会員以外はお加入できません。

## 保険金をお支払できない主な場合

### ●共通

- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議によって生じる損害
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天災によって生じる損害

### ●施設治療費用補償

- ・被保険者、共同経営者およびそれらの従業員の身体傷害に対する治療費用

### ●施設所有（管理）者賠償責任

- ・自宅で開業している場合の日常生活に起因する事故
- ・屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊

### ●手技セラピスト業務（チベット式足圧術を含む）補償特約

- ・医療行為に起因する事故
- ・外科的手術、医薬品に起因する事故
- ・カイロプラクティック療術行為に起因する事故
- ・頸椎へのスラスト法施術に起因する事故
- ・エステ行為のうち、脱毛、ピーリング、アートメイクに起因する事故
- ・国家資格が必要な業務（あん摩マッサージ指圧、はり、灸または柔道整復等）に起因する事故

### ●人格権侵害補償

- ・被保険者によってまたは被保険者のために行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

### ●生産物賠償責任

- ・故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または提供した商品等に起因する事故
- ・販売した商品に回収措置が講じられた場合に要した費用

### ●受託者賠償責任

- ・貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨とう品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに準ずべき受託物の損壊、紛失または盗難
- ・受託物が受託者に引渡された後に発見された受託物の損壊

## 引 受 保 険 会 社

### エース損害保険株式会社 東京支店

※本補償制度は「手技セラピスト協会」との提携に基づくものです。また、このパンフレットは補償の概要を説明したものです。本補償制度に関する詳細につきましては、チベット式足圧術協会までご照会ください。

# チベット式足圧術協会について

## 協会の事業内容

本会は、手技セラピスト協会との提携の基で、消費者が安心してチベット式足圧術を利用できることを目的として、チベット式足圧術業を営む法人（個人事業主を含みます。以下「法人」といいます。）および個人（チベット式足圧術施術者を目指す専門学校生、大学生を含みます。以下「個人」といいます。）のための技術・モラルの向上と、チベット式足圧術業の遂行に伴う様々なリスクから法人および足圧術者個人を守るため、業界の発展と資質の向上を図ります。

### ●事業内容

- ・チベット式足圧術業を営む者の経営支援事業
- ・足圧術の施術行為に伴う苦情に対する相談業務事業
- ・人事支援サービス事業
- ①経営者のための足圧術施術者雇用に関する支援事業
- ②足圧術施術者個人のための雇用先店舗紹介支援事業
- ・足圧術業の経営上の賠償責任等に対する補償事業

### ●会員資格

- ①日本国内にいて活動を行っている方
- ②本会の承認を得た方。

### ●退会を希望される場合の注意事項

会員期間の途中で退会されましても、年会費の返戻はございません

### ●年会費 18,000円（税込）

## 協会概要

- 名 称 チベット式足圧術協会
- 理 事 長 北村 昌夫
- 郵便番号 176-0023
- 住 所 東京都練馬区中村北1-13-13-702
- 電話番号 03-3577-8270
- F A X 03-3999-8661
- E-mail [info@tibet-massage.jp](mailto:info@tibet-massage.jp)

## 個人情報の取り扱いについて

### ●個人情報の利用目的について

- ・収集した個人情報に関して、本人の許可なく、当協会が必要とされる作業の範囲内以外の目的では使用しません。

### ●個人情報の第三者提供について

- ・収集した個人情報は、委託業務、法律上の公的機関への届出・提出が必要な場合や事故等での緊急時を除いて第三者への提供をしません。

### ●個人情報の開示等について

- ・収集した個人情報の開示、内容の訂正、追加、削除の求めがあった場合には、すみやかに対応します。